

昭和55年 8 月 30 日規則第40号

改正

昭和57年 7 月 2 日規則第36号

昭和61年 4 月 1 日規則第 7 号

平成 4 年 4 月 1 日規則第 9 号

平成20年 3 月31日規則第39号

平成21年 3 月23日規則第 9 号

平成25年 3 月30日規則第 4 号

平成26年 3 月31日規則第13号

令和 3 年 3 月31日規則第29号

令和 4 年 5 月31日規則第41号

令和 5 年 3 月30日規則第12号

令和 5 年 5 月31日規則第25号

令和 6 年 3 月21日規則第12号

八尾市障害児保育審議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第 2 条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、市長の諮問に応じて、本市における障害児の発達と福祉の増進を図るため、障害児保育に関する諸問題について調査、協議及び審議を行い、必要に応じて市長に建議し、関係機関に対し指導、助言する。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害児（者）医療に従事する医師
- (3) 障害児福祉に関する事業に従事する者

- (4) 教育・保育現場に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民
- (7) その他市長が適当と認める者

3 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第7条** 審議会は、必要があると認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

**第8条** 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(専門部会)

**第9条** 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員及び臨時委員をもって組織する。

3 前4条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、こども若者部保育・こども園課において行う。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和57年 7 月 2 日規則第36号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年 5 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年 5 月 1 日以後の分として支給された報酬は、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

#### 附 則 (昭和61年 4 月 1 日規則第 7 号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成 4 年 4 月 1 日規則第 9 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成20年 3 月31日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成21年 3 月23日規則第 9 号）**

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則（平成25年 3 月30日規則第 4 号）**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

**附 則（平成26年 3 月31日規則第13号）**

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 3 月31日規則第29号抄）**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 4 年 5 月31日規則第41号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（令和 5 年 3 月30日規則第12号）**

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 5 年 5 月31日規則第25号）**

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 6 年 3 月21日規則第12号）**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。